

# 国立大学法人宮崎大学点検検査等指針

平成20年3月6日  
安全衛生管理委員会

## （目的）

第1 この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、国立大学法人宮崎大学で使用される機械設備等について必要な検査及び点検等を定め、適正に実施することにより、その機械設備等の安全性能を確保し、危険又は健康障害を防止することを目的とする。

## （特定機械等）

第2 法令で定める検査証を受けていない次に掲げる特定機械等は、使用してはならない。

- (1) ボイラー（小型ボイラー及び電気事業法（昭和39年法律第170号）の適用を受けるものを除く。）
  - (2) 第1種圧力容器（小型圧力容器及び電気事業法、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の適用を受けるものを除く。）
  - (3) つり上げ荷重が3トン以上のクレーン
  - (4) 積載荷重（エレベーター、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。）が1トン以上のエレベーター
- 2 前項の特定機械等の検査証の有効期間の更新を受けようとするときは、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関が行う性能検査を受けなければならない。

## （構造規格）

第3 次に掲げるものは、厚生労働大臣が定める構造規格又は安全装置を具備したものでなければ設置してはならない。

- (1) 第2種圧力容器（電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）
- (2) 小型ボイラー（電気事業法の適用を受けるものを除く。）
- (3) 小型圧力容器（電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）
- (4) プレス機械又はシャーの安全装置
- (5) 防爆構造電気機械器具
- (6) クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置
- (7) 防じんマスク（ろ過材及び面体を有するものに限る。）
- (8) 防毒マスク（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。）
- (9) 木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置
- (10) 動力により駆動されるプレス機械
- (11) 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置
- (12) 絶縁用保護具
- (13) 絶縁用防具
- (14) 保護帽
- (15) 研削盤、研削といし及び研削といしの覆い
- (16) 木材加工用丸のこ盤及びその反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置
- (17) 手押しかんな盤及びその刃の接触予防装置
- (18) アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置の安全器
- (19) 活線作業用装置（その電圧が、直流にあっては750ボルトを、交流にあっては600ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）
- (20) 活線作業用器具（その電圧が、直流にあっては750ボルトを、交流にあっては600ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）
- (21) 絶縁用防護具（対地電圧が50ボルトを超える充電電路に用いられるものに限る。）
- (22) 車両系建設機械（ブルドーザー、トラクターショベル、油圧ショベル（バックホウ）、ロギングトラクター）
- (23) つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満のクレーン
- (24) 積載荷重が0.25トン以上1トン未満のエレベーター

- (25) 波高値による定格管電圧が 10 キロボルト以上のエックス線装置(エックス線又はエックス線装置の研究又は教育のため、使用のつど組み立てるもの及び薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 4 項に規定する医療機器で、厚生労働大臣が定めるものを除く。)
- (26) ガンマ線照射装置（薬事法第 2 条第 4 項に規定する医療機器で、厚生労働大臣が定めるものを除く。)
- (27) 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 3 号イからへまでに掲げるもの（電気事業法の適用を受けるものを除く。)
- (28) 労働安全衛生法施行令第 1 条第 5 号イからニまでに掲げる容器のうち、第 1 種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力 0.1 メガパスカル以下で使用する容器で内容積が 0.01 立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が 0.001 以下の容器並びに電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。)
- (29) 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（労働安全衛生法施行令第 1 条第 5 号イからニまでに掲げる容器、第 2 種圧力容器及び第 7 号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が 0.1 立方メートルを超えるもの（電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)
- (30) 安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。)
- (31) チェーンソー（内燃機関を内蔵するものであつて、排気量が 40 立方センチメートル以上のものに限る。)
- (32) 車輛系荷役運搬機械（ショベルローダー、フォークローダー、不整地運搬車）

（使用開始前点検）

第 4 本学で使用される機械設備等において、法令に基づき使用開始前点検が必要な機械設備等とはもとより、安全管理が必要な機械設備等についても使用開始前の点検を行い、安全性能を確認した上で使用しなければならない。

（特定自主検査）

第 5 次に掲げる機械等は、当該機械等を設置している部局において、厚生労働省令で定める有資格者又は同省令で規定する登録を受けた検査業者による特定自主検査を法令で定める期間ごとに 1 回行い、その結果を記録し、3 年間保存しなければならない。

- (1) 車両系建設機械（ブルドーザー、トラクターショベル、油圧ショベル（バックハウ）、ロギングトラクター）
- (2) 車輛系荷役運搬機械（不整地運搬車）
- 2 車両系建設機械（ブルドーザー、トラクターショベル、油圧ショベル（バックハウ）、ロギングトラクター）については、1 年以内ごとに 1 回、定期に、次の事項について、特定自主検査を行わなければならない。
  - (1) 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
  - (2) クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、デファレンシャルその他動力伝達装置の異常の有無
  - (3) 起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
  - (4) かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アームその他操縦装置の異常の有無
  - (5) 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他ブレーキの異常の有無
  - (6) ブレード、ブーム、リンク機構、バケット、ワイヤロープその他の作業装置の異常の有無
  - (7) 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無
  - (8) 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
  - (9) 車体、操作装置、ヘッドガード、バックストッパー、昇降装置、ロック装置、警報装置、方向指示器、燈火装置及び計器の異常の有無
- 3 車輛系荷役運搬機械（不整地運搬車）については、2 年を超えない期間ごとに 1 回、次の事項について、特定自主検査を行わなければならない。
  - (1) 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
  - (2) クラッチ、トランスミッション、ファイナルドライブその他動力伝達装置の異常の有無
  - (3) 軌道輪、遊導輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無

- (4) ロッド、アームその他操縦装置の異常の有無
- (5) 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他制動装置の異常の有無
- (6) 荷台、テールゲートその他荷役装置の異常の有無
- (7) 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無
- (8) 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
- (9) 車体、警報装置、方向指示器、燈火装置及び計器の異常の有無

(定期自主検査)

第6 次に掲げる機械等は、当該機械等を設置している部局において、法令で定める期間ごとに1回、本学の職員（当該機械管理責任者等）又は専門的知識を有する業者による定期に自主検査を行い、その結果を記録し、3年間保存しなければならない。ただし、それぞれ労働安全衛生規則で定める期間を超えて使用しない場合は、当該使用しない期間はこの限りではないが、使用を再び開始する際に自主検査を行わなければならない。

- (1) ボイラー及び小型ボイラー
- (2) 第1種圧力容器（別紙様式1）
- (3) 第2種圧力容器（別紙様式2）
- (4) 小型圧力容器（別紙様式3）
- (5) つり上げ過重が0.5以上のクレーン（別紙様式6～7）
- (6) 絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用装置及び活線作業用器具
- (7) 車輻系建設機械（ブルドーザー、トラクターショベル、油圧ショベル（バックホウ）、ロギングトラクター）
- (8) 車輻系荷役運搬機械（ショベルローダー、フォークローダー、不整地運搬車）
- (9) 動力により駆動される遠心機械（別紙様式8）
- (10) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置

2 ボイラーについては、その使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に、次の表の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

| 項 目               |                                                               | 点検事項                                                                             |
|-------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ボ イ ラ ー 本 体       |                                                               | 損 傷 の 有 無                                                                        |
| 燃 焼 装 置           | 油加熱器及び燃料送給装置<br>バーナ<br>ストレーナ<br>バーナタイル及び炉壁<br>ストーカ及び火格子<br>煙道 | 損傷の有無<br>汚れ又は損傷の有無<br>つまり又は損傷の有無<br>汚れ又は損傷の有無<br>損傷の有無<br>漏れその他の損傷の有無及び通風圧の異常の有無 |
| 自 動 制 御 装 置       | 起動及び停止の装置、火災検出装置、燃料しゃ断装置、水位調節装置並びに圧力調節装置電気配線                  | 機能の異常の有無<br>端子の異常の有無                                                             |
| 附 属 装 置 及 び 附 属 品 | 給水装置<br>蒸気管及びこれに附属する弁<br>空気予熱器<br>水処理装置                       | 損傷の有無及び作動の状態<br>損傷の有無及び保温の状態<br>損傷の有無<br>機能の異常の有無                                |

3 第1種圧力容器については、その使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に次の事項について自主検査を行わなければならない。

- (1) 本体の損傷の有無
- (2) ふたの締付けボルトの磨耗の有無
- (3) 管及び弁の損傷の有無

4 第2種圧力容器については、その使用を開始した後、1年以内ごとに1回、定期に次の事項について自主検査を行わなければならない。

- (1) 本体の損傷の有無
- (2) ふたの締付けボルトの磨耗の有無
- (3) 管及び弁の損傷の有無
- 5 小型ボイラー又は小型圧力容器については、その使用を開始した後、1年以内ごとに1回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。
  - (1) 小型ボイラーにあつては、ボイラー本体、燃焼装置、自動制御装置及び附属品の損傷又は異常の有無
  - (2) 小型圧力容器にあつては、本体、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷又は磨耗の有無
- 6 クレーン（0.5 トン以上）については、設置した後、1月以内ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。
  - (1) 巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無
  - (2) ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無
  - (3) フック、グラブバケット等のつり具の損傷の有無
  - (4) 配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無
  - (5) ケーブルクレーンにあつては、メインロープ、レールロープ及びガイロープを緊結している部分の異常の有無並びにウインチの据付けの状態
- 7 クレーン（0.5 トン以上）については、設置した後、1年以内ごとに一回、定期的に、天井クレーン定期自主検査指針に基づき、自主検査を行わなければならない。
- 8 活線作業及び活線近接作業に用いる絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用装置、活線作業器具は、6月以内ごとに定期的に、その絶縁性能について自主検査を行わなければならない。
- 9 車両系建設機械（ブルドーザー、トラクターショベル、油圧ショベル（バックホウ）、ロギングトラクター）については、1月以内ごとに1回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。
  - (1) ブレーキ、クラッチ、操作装置及び作業装置の異常の有無
  - (2) ワイヤロープ及びチェーンの損傷の有無
  - (3) バケット、ジッパー等の損傷の有無
- 10 車両系荷役運搬機械（ショベルローダー、フォークローダー）については、1月を超えない期間ごとに1回、定期的に、次に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
  - (1) 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
  - (2) 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
  - (3) ヘッドガードの異常の有無
- 11 車両系荷役運搬機械（ショベルローダー、フォークローダー）については、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、次に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
  - (1) 原動機の異常の有無
  - (2) 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
  - (3) 制動装置及び操縦装置の異常の有無
  - (4) 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
  - (5) 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無
- 12 車両系荷役運搬機械（不整地運搬車）については、1月を超えない期間ごとに1回、定期的に、次に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
  - (1) 制御装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
  - (2) 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 13 動力により駆動される遠心機械については、1年以内ごとに1回、定期的に、次に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
  - (1) 回転体の異常の有無
  - (2) 主軸の軸受部の異常の有無
  - (3) ブレーキの異常の有無
  - (4) 外わくの異常の有無
  - (5) 前各号に掲げる部分のボルトのゆるみの有無
- 14 有機溶剤業務に使用する局所排気装置については、1年以内ごとに1回、定期的に、次に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

- (1) フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
  - (2) ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
  - (3) 排風機の注油状態
  - (4) ダクトの接続部における緩みの有無
  - (5) 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
  - (6) 吸気及び排気的能力
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
- 15 特定化学物質業務に使用する局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置については、1年以内ごとに1回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
- (1) 局所排気装置
    - ア フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度
    - イ ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
    - ウ ダクトの接続部における緩みの有無
    - エ 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
    - オ 吸気及び排気的能力
    - カ アからオまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
  - (2) 除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置
    - ア 構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度
    - イ 除じん装置又は排ガス処理装置にあつては、当該装置内におけるじんあいのたい積状態
    - ウ ろ過除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無
    - エ 処理薬剤、洗浄水の噴出量、内部充てん物等の適否
    - オ 処理能力
    - カ アからオまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
- 16 粉じん業務に使用する局所排気装置、除じん装置については、1年以内ごとに1回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
- (1) 局所排気装置
    - ア フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
    - イ ダクト及び排風機における粉じんのたい積状態
    - ウ ダクトの接続部におけるゆるみの有無
    - エ 電動機とファンとを連結するベルトの作動状態
    - オ 吸気及び排気的能力
    - カ アからオまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
  - (2) 除じん装置
    - ア 構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度
    - イ 内部における粉じんのたい積状態
    - ウ ろ過除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付部等のゆるみの有無
    - エ 処理能力
    - オ アからエまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項
- 17 鉛業務に使用する局所排気装置については、1年以内ごとに1回、定期に、次に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
- (1) フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
  - (2) ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態
  - (3) ダクトの接続部における緩みの有無
  - (4) 電動機とファンを連結するベルトの作動状態
  - (5) 吸気及び排気的能力
  - (6) アからオに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

#### 附 則

この指針は、平成20年4月1日から実施する。